

北空知衛生センター組合施設照明設備LED化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月

北空知衛生センター組合

目 次

1 目 的	1
2 留意事項	1
3 事業概要	1
4 参加条件	1
5 事業全体スケジュール	2
6 参加申込について	3
7 参加資格審査と結果通知	3
8 選考方法	3
9 質疑応答	4
10 技術提案書の提出	4
11 ヒアリング調査（プレゼンテーションを含む）	5
12 契約候補者の選定	5
13 提案者の失格事項等	6
14 選考の特例	6
15 その他	6
16 契約手続きについて	7
17 問合せ先	7
様式【1】～【6】	8～14

公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

北空知衛生センター組合（以下「本組合」という。）では、省エネルギーかつ長寿命のLED照明への更新を行うことにより、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減を目的として、本組合施設の照明をLED照明に更新する。

なお、本事業の実施にあたっては、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、信頼できる最適な運営者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、本要領で必要な事項を定める。

2 留意事項

本募集は、事業者の内定のために行うものであり、本組合議会において当該事業の予算が議決されなかったときは、事業の一部または全部を実施しない場合がある。

3 事業概要

(1) 事業名 北空知衛生センター組合施設照明設備LED化事業

(2) 事業場所 深川市一已町字一已1863番地989

(3) 事業内容

① 設備導入に関する実施設計、施工、施工管理及び関連業務

② リース期間中における設備の維持管理業務

詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 契約方式 賃貸借契約

(5) 事業期間

① LED照明機器への改修等 契約締結日より令和6年3月31日まで。

② 賃貸借期間 契約施設毎の工事終了の翌月から10年間（120か月）の長期継続契約。

ただし、賃貸借期間開始は令和6年度からとする。

なお、本事業で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本組合に無償譲渡されるものとする。

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額45,850,000円。（10年間のリース料金）

(7) 留意事項

本事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、本組合がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

4 参加条件

(1) 参加者

① 参加者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、グループを構成しての応募も可能とする。

ア 機器をリース及び管理する業務

イ 調査・設計を実施する業務

ウ その他、業務遂行上必要な業務

- ② グループを構成する場合、参加者の代表者は、機器をリース及び管理する事業者とする。その代表者が使途の連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。
- ③ 参加者又はグループ代表者（以下「参加者等」という。）は、施工を行う協力事業者の選定にあたっては、可能な限りLED照明更新工事の実績のある地元業者で、かつ社会保険等（健康保険、厚生年金、労働保険）に加入している業者を優先するなど、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- ④ 応募者等は、参加申込時において、構成員及び協力事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ⑤ 参加者等は、提案に必要な手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 参加募資格要件

参加者及び構成員の資格要件は次のとおりとし、このうち①③は全ての事業者が、②④⑤は最低1者以上がこの要件を満たすものとする。

- ① 北海道内に本店または受任者としての支店・営業所を有すること。
- ② 各種対策によりエネルギー削減量等を提案できる者であること。
- ③ 事業運営・維持管理を円滑に行うために迅速に対応ができる者であること。
- ④ 国又は地方公共団体所有施設のリースによるLED設備導入等の実績があること。
- ⑤ その他、仕様書の内容を十分に遂行できると認められること。

(3) 参加資格の制限

次に掲げる者は、参加者及び構成員、協力事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本参加要項の配布日から提案書提出までの期間に、深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年12月8日深川市訓令12号）第8条の規定による入札参加資格停止を受けている者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規程する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による構成手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第154号）による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑤ 法人税、事業税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

5 事業全体スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

項目	日程
プロポーザル実施要領等の公表	11月22日（水）
参加申込書受付期間	11月22日（水）～11月30日（木）17時まで
参加資格確認結果通知	12月1日（金）

質問受付期間	11月22日(水)～11月30日(木) 17時まで
質問回答期限	12月1日(金)までに回答
技術提案書受付期限	12月14日(木) 17時まで
ヒアリング調査(プレゼンテーション含む)	12月20日(水) 予定
結果発表及び通知	12月22日(金) 予定
契約締結	12月26日(火) 予定

6 参加申込について

(1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式1】(参加者の代表者)
- ② 構成企業届【様式2】(グループを構成する場合のみ)
※協力事業者については、所在地、会社名、代表者、電話番号、担当役割を記載した協力事業者一覧(任意様式)を提出すること。
- ③ 企業概要【様式3】(参加者及び構成員のみ)
- ④ 業務実績報告書【様式4】(リース業者及び器具メーカーのみ)
- ⑤ 各種証明書等(リース業者及び器具メーカーのみ)
 - ア 業種に関する許可、登録を証明する書類の写し
 - イ 各社の商業登記簿謄本の写し(受付日前3カ月以内)
 - ウ 各社の定款又は寄付行為状況
 - エ 各社の経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)
 - オ 各社の業務内容が分かるパンフレット
 - カ 各社の直近1年間の納税証明書の写し(未納のない証明)
 - キ 各社の委任状(支店・営業所の長に契約締結等の権限を委任している場合)

- (2) 提出期限 令和5年11月30日(木) 17時必着
(受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時までとする。)

- (3) 提出方法 持参又は郵送

- (4) 提出先 〒074-0028 深川市一已町字一已1863番地 989
北空知衛生センター組合事務所

7 参加資格審査と結果通知

参加受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和5年12月1日(金)に通知する。

8 選考方法

北空知衛生センター組合施設照明設備LED化事業事業者の選考は、公募型プロポーザル方式とし、参加表明書を提出した業者から技術提案書の提出を求め、北空知衛生センター組合施設照明設備LED化事業事業者選考委員会(以下「委員会」という)の審査により、契約候補者を選考する。

9 質疑応答

プロポーザルの参加が認められた者は、この実施要領の内容及び技術提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり受付ける。

- (1) 提出様式 : 任意
- (2) 提出方法 : 持参、郵送、電子メール（電話で着信を確認のこと。）
- (3) 提出先 : E-mail : kitacenter@north-sorachi-eisei.jp
- (4) 提出期限 : 令和5年11月30日（木） 17時まで

※1 電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

※2 質問に対する回答は、令和5年12月1日（金）までに電子メールで送信するとともに、他の参加者にも送信する。

但し、質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。

※3 質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに 関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

10 技術提案書の提出

(1) 提出書類【様式5】及び下記別紙

- ① 事業実施方針（任意様式）
- ② 公共施設LED導入計画及び維持管理に関する提案（任意様式）
- ③ LED機器に関する提案（任意様式）
- ④ 事業工程表（任意様式）
- ⑤ 事業費積算書【様式6】

(2) 提出期限 令和5年12月14日（木）17時必着

（受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(3) 提出方法 正本1部、副本9部を持参又は郵送

(4) 提出先 〒074-0028
深川市一已町字一已 1863 番地
北空知衛生センター組合事務所

(5) 留意事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を付すること。
- ③ 用紙の大きさは、A4版又はA3版（A3版はA4版折込）で綴じたものとする。
- ④ 「積算用照明点灯時間一覧」を参考とし、次の4点を基本に積算すること。

ア 基本料金単価は 3047.35 円×力率割引 15% = 2590.25 円、電力量料金単価 30.39 円/kwhにて積算

イ 再生エネルギー促進賦課金を加算

ウ 燃料費調整額を含めずに積算

エ 北海道電力発電 CO2 排出原単位(令和 4 年度発表)

11 ヒアリング調査（プレゼンテーションを含む）

技術提案書の提出を行った業者に対して、技術提案書の内容に基づく記載内容の確認及び業者説明の場として、委員会によるヒアリング調査を実施する。

- (1) 開催日 令和5年12月20日（水）（予定）
- (2) 実施時間 50 分以内（提案内容の説明 30 分、ヒアリング 20 分）
- (3) 開催会場 北空知衛生センター組合 会議室（予定）
※開催日、場所及び時間等の詳細は、技術提案書の提出者に別途通知する。
- (4) プレゼンテーションは非公開とし、技術提案書の受付順で実施する。
- (5) プレゼンテーションは技術提案書について行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。
- (6) プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル）のみ本組合が準備する。
- (7) プレゼンテーション等の出席者は5名以内（パソコン操作者含む）とする。
- (8) その他詳細については、後日、事務局より連絡するものとする。

12 契約候補者の選定

(1) 審査及び選定

審査は、提出された提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、下記（2）をもとに審査委員会にて総合的に審査し、契約候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 審査及び評価基準

評価項目	評価事項
1 事業者の概要	・事業計画は具体的・実現性を有し、計画どおり遂行できる能力を有しているかなど ・類似業務の実績、業務を円滑に遂行できる体制・経営基盤を有しているかなど
2 費用対効果	・電気代削減額に対するリース料負担額、維持管理コスト等の経済的メリットなど
3 機器選定・納品方法	・LED 照明機器等は、累積製造・販売実績を十分有するメーカー製品を採用しているかなど ・最新水準の省エネ性能を有しているかなど ・契約期間中の使用機器の品質、信頼性、安全性を十分に確保できるかなど
4 維持管理等	・機器の補償内容、緊急時・不具合発生時対応など
5 業務工程	・的確な業務工程及びスケジュール管理など
6 波及効果	・市内業者の活用及び協力体制等地域経済への波及効果など ・CO2 排出量の削減等環境への配慮、その他の効果など
7 相違工夫	・提案の独自性・優位性、全体のバランスなど

(3) 審査結果

審査結果は技術提案書を提出した全社に文書で通知する。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

13 提案者の失格事項等

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提案者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提案参加資格、提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの。
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。又、記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。この場合において失格となった場合は、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 選考結果に影響を与えるよう不適切な行為を行った場合。

14 選考の特例

審査の結果、最も適した設備と判断された業者が辞退した場合又はその他の理由で適切でないとなった場合は、次点者の業者を最も適した設備とし、契約候補者とすることができる。

15 その他

- (1) 技術提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本組合に請求することはできない。
- (2) 提出期限以降における技術提案書の差し替え又は再提出は本組合から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された技術提案書は、返還しない。
- (4) 提出された技術提案書は、審査以外の目的で無断使用はしない。ただし、参加者による特別な開示に関しての記載がない限りは、北空知衛生センター組合に対する情報公開の対象文書とする。
- (5) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (6) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。ただし正当な事由による辞退と認められない場合にはその後の本組合入札応募を受け付けない場合がある。
- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、本組合が必要と認める場合には、本組合は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (11) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において地元電気工事業者の活用を優先

的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

- (12) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、中止をする場合がある。この場合は参加者に対して本組合は責任を負わないものとする。

16 契約手続きについて

本業務の契約候補者として選定された事業者と契約の交渉をおこなうものとする。

- (1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。
- (2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。
- (3) 提案資料及び提案内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。
- (4) 契約候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

17 問い合わせ先

〒074-0028 深川市一已町字一已1863番地989

北空知衛生センター組合

TEL : 0164-23-3584

FAX : 0164-23-3585

E-mail : kitacenter@north-sorachi-eisei.jp